

令和7年度県内一斉ノーマイカーデー及びエコ通勤普及強化月間実施要領

1 主旨

地球温暖化対策として、自動車等からの二酸化炭素排出削減を進めるため、マイカー利用を自粛し、徒歩、自転車や公共交通機関の利用あるいはエコドライブの励行等に取り組んでいくきっかけづくりとすることを目的に、令和7年度「県内一斉ノーマイカーデー」及び「エコ通勤普及強化月間」を実施する。

2 実施期間

(1) 県内一斉ノーマイカーデー

- ① 第1回 令和7年6月4日（水）【6月の第1水曜日】
- ② 第2回 令和7年12月3日（水）【12月の第1水曜日】

(2) エコ通勤普及強化月間

- ① 第1回 令和7年6月1日から6月30日まで
- ② 第2回 令和7年12月1日から12月31日まで

3 実施地域

県内全域

4 実施内容

(1) 実施方法

県内一斉ノーマイカーデー（以下「ノーマイカーデー」という。）、エコ通勤普及強化月間期間中は、徒歩、自転車、公共交通機関の利用などにより、できる範囲でマイカー利用を自粛するものとする。

やむを得ず、マイカーを利用する必要がある場合は、乗り合せやエコドライブの実施により、マイカーの運転に伴い排出される二酸化炭素の削減に取り組むものとする。

(2) 対象

県民、団体、事業所、行政等のあらゆる主体を対象とし、各主体が無理のない範囲で取り組むものとする。

5 参加事業所の募集

(1) 募集

ノーマイカーデー、エコ通勤普及強化月間に参加する県内の事業所（企業、団体、行政等）を募集する。

(2) 参加登録

ノーマイカーデー、エコ通勤普及強化月間への参加を希望する事業所は、「令和7

年度県内一斉ノーマイカーデー等参加登録」により登録する。

<令和7年度県内一斉ノーマイカーデー等参加登録アドレス>

○URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys-alias/nocar2025>



【二次元コード】

(3) 事業所名の公表

県は、ノーマイカーデー、エコ通勤普及強化月間に参加登録申請した事業所のうち、事業所名の公表を希望する事業所については、県のホームページ等で事業所名を公表するものとする。

6 実績報告

(1) 実施状況報告

ノーマイカーデー参加事業所は通勤状況を「令和7年度県内一斉ノーマイカーデー実施状況報告」により報告する。

なお、事業所の実情により、上記ノーマイカーデーの前後の日に実施することも可能とする。

<令和7年度県内一斉ノーマイカーデー実施状況報告アドレス>

○URL : <https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys-alias/nocar2025-1>



【二次元コード】

(2) 報告期限

- ① 第1回 令和7年6月27日（金）
- ② 第2回 令和8年1月9日（金）

(3) 計上の方法

- ① 実施日当日に休みや出張等で終日不在の従業員は除きます。「通常の交通手段」の欄からも除いてください。
- ② 利用交通手段が複数ある場合は、移動距離の最も長い方を計上してください。
(例：自宅から最寄り駅までの5kmを自動車で移動し、40kmをJRに乗って移動した場合は、「JR」に計上)
- ③ 自動車通勤のうち、従業員同士で相乗りした場合、運転手のみを「自動車」、その他の同業者は「徒歩」として計上してください。

ただし、送迎は相乗りの対象となりません。

例) 従業員Aさんの運転する自動車に、従業員B・Cさんが同乗して通勤した場合

→Aさん＝「自動車」、BさんとCさん＝「徒歩」

従業員Aさんが家族に送迎してもらった場合→Aさん＝「自動車」

(4) 結果の公表

県は、参加事業所からの実施状況報告を取りまとめ、県全体の参加事業所数、二酸化炭素削減量等を県のホームページ等で公表するものとする。

7 登録・報告・お問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県環境森林部 環境森林課 環境政策・脱炭素推進担当

TEL：0985-26-7084 FAX：0985-26-7311

E-mail：kankyoshinrin@pref.miyazaki.lg.jp

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。